建設工事関係

No.	内容	質問事項	回答
1	建設業許可	建設業許可が12月中旬で切れるが、どの書類を提出したら良いか？	12月１日の基準日で有効であれば提出して下さい。切れた後新しい許可証が届き次第、変更届（オンライン申請可能）に添付して提出してください。
2	技術者	70歳以上も技術者として記載してもいいか？	問題ありません。 提出書類一覧のNo.22に、「厚生年金保険　70歳以上被用者　標準報酬月額相当額決定通知書」もしくは「雇用保険被保険者証」を添付してください。
3	技術者	2つの会社に兼務している技術者がいるが、兼務しているもう1つの会社での申請はしないので、技術者として申請をしてもいいか？	どちらか一方の会社のみの記入であれば構いません。業者間の重複登録をしないよう気を付けてください。 ただし、工事契約締結後、主任技術者等の常勤性を社会保険の状況で確認しているため、社会保険に加入している会社での申請が好ましいです。
4	標準報酬の決定を通知する書面	手元にある標準報酬額決定通知書が9月に発行されているものだが、それでいいか？	構いません。 （通常、標準報酬月額は年１で見直されるので、通知書は7月～９月に発行されるものが最新。まれに、急な増額等により別月に見直される場合もあります）
5	建設業退職員共済制度	建設業退職金共済制度に加入していない場合、提出書類はどうなるか？	建退共に加入していない場合でも、これに代わる退職金制度に加入しているか確認を行います。そのため、自社制度、中退共等、他の退職金制度に加入している場合は、その加入している証明書を提出してください。
6	納税証明書	つい最近、他市から浦添市に移転しました。 本日、浦添市の証明は出せないといわれました。提出は不要ですか？	つい最近移転してきたのであれば、以前、所在地のあった市町村の滞納のない証明書（または完納証明書）を提出してください。
7	納税証明書（滞納の猶予許可通知書）	納税証明書や滞納のない証明書について、納税の猶予許可を受けている場合はどのような書類を提出する必要があるか？	「滞納の猶予許可通知書」等の納税が猶予されている書類をご提出ください。
8	納税証明書	本社が県外で、市内に営業所がある場合、「8. 市町村税の滞納のない証明書」や「11. 都道府県税の滞納のない証明書」等は本社と営業所どちらの市町村・都道府県から発行されたものを提出したら良いか？	本社の所在地にある市町村・都道府県から発行されたものを提出して下さい。
9	納税証明書	「都道府県税の滞納のない証明書」で、（全税目の滞納のない証明書）を提出する場合、何期分の証明書を発行してもらえば良いのか？	沖縄県の県税事務所の場合、「納税証明書交付請求書」の中にある「県税全税目の滞納のない証明」にチェックを入れて請求すると、請求時点までの滞納のない証明が発行されます。
10	納税証明書	No.8に『東京都の場合は法人都民税』と記載されているが、番号11と同じ証明書のため添付しなくてもいいか？	東京都の場合、No11の添付書類は省略してもかまいません。
11	経審	「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の更新時期が12月のため、受付期間中に間に合うか分からない。どうしたらいいか？	現在保有（有効期限内）の経審の写しを提出してください。新しい経審が届き次第、変更届（オンライン申請可）と一緒に届け出てください。 なお、R8.12.21までに新しい経審を提出した場合は、既に提出されている経審と差替えます。R8.12.21以降に提出した場合は令和9・10年度名簿登録後に変更処理致しますので、ご了承ください。
12	提出書類No.14 建設業労働災害防止協会加入証明書	委任しているときは、本社を出しますか？ 営業所のものを提出しますか。	どちらも加入している場合は、委任先のものを提出してください。委任先が加入してない場合は、本社のものを提出してください。
13	その他	実際に営業等を行っている（事実上の）本店は、登記上の本店と異なりますが、どちらの本店で申請したらいいですか？	登記上の本店で申請してください。
14	行政書士	登録業者の代理で行政書士が申請を行いますが、Excelシートに行政書士の情報を書く欄がありません。 どちらに書けばいいですか？ 登録希望業者からの委任状も提出すべきですか？	行政書士が代理で申請する場合、（行政書士が代わりにやるという）委任状の提出は必要ありません。 また、行政書士の情報の記載欄はExcelシート内にはなく、電子申請フォームの中にありますので、そちらに記載をお願いします。